

○山梨県警察犬運用要領の制定について

〔令和8年2月2日〕
〔例規甲（鑑現）第98号〕

山梨県警察犬運用要領

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察における警察犬の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 直轄警察犬（以下「直轄犬」という。）とは、山梨県警察において犯罪捜査活動に適するように飼育し、及び管理する犬をいう。
- (2) 嘴託警察犬（以下「嘴託犬」という。）とは、民間において飼育されている犬のうちから、犯罪捜査活動に適する犬として、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）が審査し、又は選考し、委嘱した犬をいう。
- (3) 警察犬とは、直轄犬及び嘴託犬をいう。
- (4) 直轄警察犬担当者（以下「担当者」という。）とは、直轄犬の飼育、訓練、現場出動等の活動に従事する刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）の職員をいう。
- (5) 嘴託警察犬指導手（以下「指導手」という。）とは、本部長の委嘱により嘴託犬の訓練及び使役に当たる者をいう。

第3 運用責任者

- 1 山梨県警察に警察犬運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、刑事部鑑識課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、警察犬の効果的な運用について責任を負うものとする。
- 3 運用責任者は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号）その他の関係法令を遵守し、適正な警察犬の管理・運用に努めるものとする。

第4 直轄犬の運用

1 配置等

- (1) 直轄犬は、鑑識課に配置する。

- (2) 直轄犬を訓練するため、山梨県警察直轄警察犬訓練所（以下「訓練所」という。）を山梨県警察学校及び山梨県警察本部旧石和分庁舎の敷地内に設ける。
- (3) 直轄犬は、原則として訓練所に係留するものとする。ただし、担当者が事件出動及び訓練のため必要と認めたときは、運用責任者の承認を得て、訓練所以外の場所に係留することができるものとする。

2 訓練等

- (1) 直轄犬の訓練基準は別表のとおりとし、その訓練要領は運用責任者が別に定める。
- (2) 運用責任者は、毎月1回以上直轄犬の犬舎及び訓練状況を点検するものとする。

3 直轄犬の健康管理

- (1) 担当者は、直轄犬の体調に留意し、異常を認めたときは、速やかに獣医師の診断を受けさせるなど必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 担当者は、直轄犬の予防接種及び寄生虫の防除を確実に行うとともに、毎年1回以上精密検査を受けさせるものとする。
- (3) 担当者は、直轄犬に（1）及び（2）の診断又は検査を受けさせたときは、警察犬記録簿（第1号様式）に記載し、経過を明らかにしておくものとする。

4 勤務日誌

担当者は、直轄犬の運用状況を明らかにするため、直轄警察犬勤務日誌（第2号様式）を記載しなければならない。

第5 嘴託犬及び指導手の委嘱等

- 1 嘴託犬及び指導手の委嘱を適正に行うため、山梨県警察に山梨県警察嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会に関する事務は、鑑識課において行う。
- 3 委員会は、毎年1回嘱託犬及び指導手の委嘱に必要な技術、能力等総合的な判断に基づき、審査を実施する。ただし、委員会において必要がないと認めたときは、選考によることができる。

4 委員会の組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は本部長を、副委員長は刑事部長をもって充てる。
- (3) 委員は、刑事部参事官及び刑事部各所属長をもって充てる。

(4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることがある。

5 審査の申請等

(1) 嘴託犬及び指導手の審査を受けようとする犬の所有者は、委員会に嘴託警察犬・嘴託警察犬指導手審査申請書（第3号様式）を提出して審査を受けるものとする。

(2) 申請を受け付けた委員会は、審査の日時、場所、審査科目及び実施要領を通知するものとする。

(3) 審査を受けようとする日の属する年の前年において嘴託犬及び指導手として委嘱されていたにもかかわらず、年間2回以上の出動拒否をした場合又は第6の1に定める嘴託警察犬訓練会に2回以上参加しなかった場合は、特段の事情のある場合を除き、当該年の受審資格はないものとする。

6 委嘱

(1) 嘴託犬の委嘱は犬の所有者に対して委嘱状（第4号様式）を、指導手の委嘱は委嘱状（第5号様式）を交付して行うものとする。

(2) 嘴託犬及び指導手の委嘱期間は、委嘱の日から1年とする。

7 解嘱

委員長は、次のいずれかに該当したときは、期間満了前であっても嘴託犬及び指導手を解嘱することができる。

ア 嘴託犬の所有者に変更があったとき。

イ 嘴託犬の所有者又は指導手が解嘱を希望したとき。

ウ 嘴託犬が死亡したとき、又は疾病その他理由により使用に耐えないと認めたとき。

エ 嘴託犬の出動に関する情報（出動に係る事件・事案について個人を特定しうる情報を含む。）をSNSなどにより、みだりに第三者に公開するなどの行為を認めたとき。

オ 嘴託犬を山梨県警察からの要請で行う警察活動以外にみだりに警察犬として私的に運用し、活動するなどの行為を認めたとき。

カ アからオまでのほか、委嘱をしておくことが適当でないと認めたとき。

8 委嘱状の返納

嘱託犬の所有者及び指導手は、委嘱期間が満了し、又は満了前に解嘱されたときは、速やかに委嘱状を委員会に返納しなければならない。

第6 定期的な訓練会の開催等

- 1 嘴託犬の練度向上及び指導手の意識向上を目的として、月に1回程度、嘱託警察犬訓練会を開催し、嘱託犬及び指導手はこれに参加すること。
- 2 嘴託警察犬訓練会は、鑑識課が主催し、担当者がその指導に当たるものとする。
- 3 訓練内容は、直轄警察犬訓練基準（別表）に準ずる訓練のほか、嘱託犬の訓練状況に応じて指導に当たる担当者が定めるものとする。

第7 警察犬の出動基準

警察犬は、次のいずれかに該当する場合に使用するものとする。

- (1) 犯罪現場等に遺留品、足跡等があるとき。
- (2) 家出人、自殺企図者、行方不明者等を捜索する必要があると認められるとき。
- (3) その他警察犬の出動が必要と認められるとき。

第8 出動要請

- 1 警察犬の出動を要請する所属長（以下「要請所属長」という。）は、警察犬を使用する必要があると認めるときは、警察犬出動要請書（第6号様式）により運用責任者を経由して本部長に警察犬の出動を要請するものとする。
- 2 運用責任者は、出動要請があった場合は、出動する現場の状況を考慮し、危険性が高いと判断したときは直轄犬を優先的に出動させるものとする。
- 3 運用責任者は、警察犬の出動を要すると認められる事件・事案を認知した場合において急を要するときは、要請の有無にかかわらず警察犬を出動させることができる。

第9 出動結果の報告

- 1 担当者は、直轄犬を出動させたときは、その状況を要請所属長に報告するとともに、直轄警察犬活動結果報告書（第7号様式）により運用責任者に報告しなければならない。
- 2 要請所属長は、嘱託犬を使用したときは、嘱託警察犬使用状況報告書（第8号様式）により、運用責任者を経由して本部長に報告しなければならない。

第10 警察犬使用上の留意事項

警察犬の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 犯罪現場等に臨場した場合は、発生時間、天候の状況等を総合的に判断し、警察犬の使用効果があると認めたときは、原臭（警察犬に捜索を行わせる場合において、当該捜索の対象となるものの臭気をいう。）の保存等必要な措置を講じた上、時機を失すことなく速やかに警察犬の出動を要請すること。
- (2) 警察犬が到着したときは、その担当者又は指導手と打ち合わせをし、効果的な活動ができるよう努めること。
- (3) 犯罪現場等への出入りをできる限り制限し、臭気線を破壊しないように努めること。
- (4) 警察犬を使用するときは、必ず出動を要請した所属の幹部の中から補助者をつけること。この場合において、補助者は、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 常に警察犬の挙動に注意を払い、その活動の障害となるおそれのある付近の住民、車両及び犬を遠ざけるように配意するほか、捜索に当たっては、通行人、犬等に危害を与えないように注意すること。
 - イ 警察犬が捜索のため他人の住宅又は管理する場所に進入しようとするときは、その住民若しくは管理者の承諾を求めるなど適切な措置を講ずること。
 - ウ 警察犬が遺留品その他の証拠物件等を発見したときは、立会人による確認、写真撮影等の立証措置を講じた後採取すること。
 - エ 犯人を逮捕し、又は行方不明者を保護するときは、警察犬がこれに危害を加えないように注意するとともに、警察犬及び担当者又は指導手の受傷事故防止に配意すること。

第11 表彰

警察犬を使用した結果、事件・事案の解決に著しい功労があったと認めるときは、山梨県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成16年山梨県警察本部訓令第4号）に定めるところにより表彰するものとする。

第12 簿冊の備付け

運用責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、警察犬の管理・運用の状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 警察犬記録簿
- (2) 犬籍カード（第9号様式）
- (3) 嘱託警察犬委嘱台帳（第10号様式）

(4) 嘴託警察犬指導手委嘱台帳（第11号様式）

(5) 警察犬表彰台帳（第12号様式）

別表・様式 略